

愛知県立大学守山キャンパス図書館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学学術研究情報センター規程第3条の規定に基づき、愛知県立大学守山キャンパス図書館（以下「図書館」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県立大学（以下「本学」という。）の教員及び非常勤講師
 - (2) 本学の学部学生及び大学院学生
 - (3) 本学学部及び大学院の科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、認定看護師教育課程受講生及び研究生
 - (4) 本学の名誉教授及び退職教員（以下「退職教員」という。）
 - (5) 本学の卒業生及び修了生（以下「卒業生」という。）
 - (6) 本学の研修員及び客員共同研究員
 - (7) 愛知県公立大学法人の事務職員及び愛知県立芸術大学の教員
 - (8) その他学術研究情報センター長（以下「センター長」という。）が認めた者
- 2 前項第1号から第3号に掲げる者で、現に休職、休学及び停学中の者の利用は、センター長の許可を必要とする。
- 3 学外者利用については別に定める。

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後8時まで
 - (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要と認めた場合には、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 年末年始
 - (4) 館内整理日（毎月第1火曜日。ただし、その日が休日の場合は、その翌日）
 - (5) 館内整理期間
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要と認めた場合には、臨時に休館または開館することができる。

(図書館カードの交付)

第5条 第2条の第1項に掲げる者で、センターを利用しようとする者には、図書館カード（以下「カード」という。）を交付する。ただし、本学の学部学生及び大学院学生については、学生証の交付をもってカードの交付を受けたものとすることができる。

- 2 第2条の第1項に掲げる者がその資格を失ったときは、速やかにカードを返還しなければ

ならない。

- 3 カードを紛失、盗難、事故、災害等により亡失したときは、ただちにセンター長に届け出なければならない。
- 4 カードを他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 5 カードの様式については、センター長が別に定める。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書館内で自由に図書、雑誌、視聴覚資料等の図書館資料（以下「図書等」という。）を閲覧し、利用することができる。

- 2 前項以外の者が、調査研究を目的として図書館を利用しようとするときは、本人が確認できるものを提示の上、所定の学外者受付簿に必要事項を記載するものとする。

(館外貸出)

第7条 図書等の館外貸出しを希望する者は、当該図書等とカードを提示し、所定の手続きをとらなければならない。

(館外貸出の期間及び冊数)

第8条 図書の館外貸出しの期間及び冊数は、次表のとおりとする。

区 分	貸 出 期 間	貸 出 冊 数
教員	2 か月以内	20 冊以内
非常勤講師	1 か月以内	20 冊以内
愛知県公立大学法人の事務職員及び愛知県立芸術大学の教員	2 週間以内	7 冊以内
大学院学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生を含む）	1 か月以内	10 冊以内
研修員、客員共同研究員	同 上	同 上
学部学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、認定看護師教育課程受講生及び研究生を含む）	2 週間以内	7 冊以内
退職教員	同 上	同 上
卒業生	同 上	同 上

- 2 未製本雑誌の館外貸出期間及び冊数は、次表のとおりとする。

区 分	新 着 雑 誌		新着雑誌以外の未製本雑誌	
	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数
本学の教員、非常勤講師	午後 4 時～翌日 午前 10 時 30 分	3 冊以内	2 週間以内	15 冊以内
本学の職員及び第 2 条第 1 項第 7 号が規定する者	同 上	同 上	同 上	3 冊以内
大学院学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生を含む）	同 上	同 上	同 上	6 冊以内
研修員、客員共同研究員	同 上	同 上	同 上	6 冊以内
学部学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、認定看護師教育課程受講生及び研究生を含む）	同 上	同 上	同 上	3 冊以内
退職教員	同 上	同 上	同 上	同 上

卒業生	同 上	同 上	同 上	同 上
-----	-----	-----	-----	-----

- 3 センター長は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて図書、雑誌の貸出期間及び貸出冊数について、変更することができる。

(貸出禁止図書等)

第 9 条 次の各号に掲げる図書等は、原則として館外貸出を行わない。

- (1) 貴重書
 - (2) 参考図書
 - (3) 視聴覚資料
 - (4) 製本雑誌、新聞
 - (5) その他センター長が指定する図書等
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が許可する場合は、貸出することができる。
- 3 第 1 項第 1 号の取扱いについては、別に定める。

(転貸の禁止)

第 10 条 利用者は、館外貸出を受けた図書等を他人に転貸してはならない。

(貸出図書の返却及び督促)

第 11 条 利用者は、館外貸出を受けた図書等を所定の貸出期間内に返却しなければならない。センター長は、所定の貸出期間を過ぎても返却しない利用者に対して、返却を督促することができる。

- 2 利用者は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、館外貸出を受けた図書等をただちに返却しなければならない。
- (1) 学生が卒業、退学等により学籍を離れるとき、又は休学するとき若しくは停学に処せられたとき
 - (2) 教職員が転出、退職するとき、又は休職するとき若しくは停職に処せられたとき
 - (3) 図書等の点検、整理その他の理由により、センター長から返却を求められたとき

(継続貸出)

第 12 条 利用者は、貸出しを受けた図書等を引き続いて利用したいときには、図書等を一応返却し、改めて貸出手続をとらねばならない。ただし、継続貸出は当該図書等の貸出予約者のない場合に限るものとする。

(貸出予約)

第 13 条 利用者は、利用しようとする図書等が館外貸出中であつたときには、貸出予約をすることができる。ただし、その順位は受付順とする。

(文献複写)

第 14 条 利用者は、図書館内において著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の範囲内で図書等を複写することができる。

- 2 複写しようとする者は、必要事項を記入した所定の申込書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 複写により、著作権法上の問題が生じた場合は、すべて申込者とその責任を負うものとする。

4 次に掲げる図書等は、複写できないものとする。

- (1) 視聴覚資料
- (2) その他、センター長が定めたもの

(参考調査)

第 15 条 利用者は、学習又は教育研究のため必要があるときは、学術情報の提供及び参考調査を依頼することができる。

(相互利用)

第 16 条 本学の教職員及び学生が、他大学図書館等の図書等の利用を希望する場合は、所定の申込書に必要事項を記入して、図書館に依頼することができる。ただし、利用に要する経費は、依頼した者の負担とする。

2 図書館は、他大学図書館等から図書等の利用の申込みがあった場合は、学内の利用に支障のない範囲で、これに応じることができる。

(グループ研究室)

第 17 条 3人以上のグループでの研究、読書及び視聴覚資料の視聴等に対応するため、図書館内にグループ研究室を設置する。

2 グループ研究室の利用を希望する者は、グループ研究室使用簿に必要事項を記入し、センター長に届け出るものとする。なお、利用の単位は、半日とする。

(個人閲覧室)

第 18 条 教職員等の図書等の閲覧及び研究活動等に対応するため、図書館内に個人閲覧室を設置する。個人閲覧室の利用は自由とする。

(遵守事項)

第 19 条 利用者は、館内において次の事項を守らなければならない。

- (1) 図書等を大切に扱うこと
- (2) 静粛にすること
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと
- (4) 館内に私物を放置したまま退館又は長時間の離席をしないこと
- (5) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと
- (6) その他、係員の指示に従うこと

(損害の賠償)

第 20 条 利用者は、借出した図書等を亡失もしくは破損した場合、又は施設もしくは設備に損害を与えた場合は、速やかにセンター長に届出るとともに、弁償しなければならない。

(利用停止)

第 21 条 センター長は、この規程に違反したものに対し、センターの利用を停止し、又は禁止することができる。

(補則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、センター長が定

める。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条に規定する「本学」には、愛知県公立大学法人が設置する愛知県立看護大学並びにその前身となる組織を含むものとする。
- 3 旧愛知県立大学の学部学生、大学院学生（平成 20 年度以前入学の在校生）は、第 2 条第 2 号の本学の学部学生及び大学院学生と当分の間、読み替えるものとする。ただし、資料の館外貸出の期間及び冊数は、研究生と同等とする。
- 4 旧規程に基づいて作成されている利用カードは、この規程の定めにかかわらず、使用することができる。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。